

規 約

奈良県中小企業組合事務局交流プラザ

奈良県中小企業組合事務局交流プラザ規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員のための教育研修事業及び福利厚生事業を推進し、会員相互の親睦と資質の向上を図り、もって組合の活性化に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、奈良県中小企業組合事務局交流プラザと称する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は、奈良県中小企業団体中央会内におく。

(会 員)

第4条 本会は、奈良県中小企業団体中央会の会員団体（賛助会員含む）に勤務する事務局役職員（但し、常勤理事長は除く。）並びに中小企業組合士を会員とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員のためにする教育研修事業
- (2) 会員のためにする福利厚生事業
- (3) 中小企業組合事務局長会に関する事業
- (4) 中小企業組合士の普及に関する事業
- (5) その他必要とする事業

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 6～9名
- (4) 監 査 2名

2. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(役員選挙)

第7条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員選挙は、指名推薦の方法によって行い、被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

3. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の過半数の同意があった者をもって当選人とする。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。顧問又は相談役は幹事会の議決を経て会長が委嘱する。

(幹事会)

第9条 幹事会は必要に応じて開催し、会長が招集する。

(総 会)

第10条 総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。但し、必要があるときは臨時総会を開催することができる。

(会 計)

第11条 経費は、会費及び助成金等をもってあてる。なお、会費の額は総会において決定する。

2. 組合士の会費は、組合士が所属する機関が納入することができる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑 則)

第13条 この規約は、総会の議決によって改廃することができる。
また、この規約に定めのないことは、幹事会にはかかって決めるものとする。

昭和62年11月7日

平成5年6月11日改正

平成11年6月15日改正

平成23年6月28日改正

令和6年6月25日改正